

新規で要支援認定または事業対象と判定された方へ

介護予防サービスを利用するまでの流れが変わります



南国市では、高齢になっても自分らしく、望む生活が実現・継続できるよう、加齢や疾病などにより、心身機能が低下しても、元の生活に戻ることができる取り組みを進めています。

令和6年4月から、対象の方には、介護予防サービスなどを選択する前にケアマネジャーに加えて**リハビリテーション専門職**などもご自宅を訪問し、生活上で困っていることの原因や背景をお聞きするようになります。相談を受けながらご本人の目指したい生活を確認して、必要な取り組みやサービスを提案します。

地域包括支援センター・長寿支援課窓口
(生活や介護の困りごと相談窓口)

基本チェックリストの実施

要介護認定申請

「事業対象者」と判定

「要支援1」または「要支援2」と判定



令和6年
4月から
追加

ケアマネジャーと**リハビリテーション専門職**による訪問
(介護のプロによる相談・提案の実施)

無料



掃除機のかけ方など、日常生活動作についてアドバイス



介護のプロによる聞き取り



元の生活に戻るための取り組みや必要なサービス



詳細はこちらから

■問い合わせ／長寿支援課 ☎088-880-6556 地域包括支援センター ☎088-804-6010